

# 提出の経緯

## 1. 日本国憲法の改正手続に関する法律の制定とその後の改正

### (1) 日本国憲法の改正手続に関する法律の制定及び平成 26 年における改正

平成 19 年 5 月 14 日、憲法第 96 条に定める憲法改正について、その手続を具体化した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成 19 年法律第 51 号（以下「国民投票法」という。)) が制定された。

国民投票法の附則には、①選挙権年齢等の 18 歳への引下げに関する検討、②公務員の政治的行為の制限に関する検討、③憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討という 3 つの課題（いわゆる「3 つの宿題」）が規定されていた。

平成 26 年 4 月 8 日、上述の「3 つの宿題」に対応することを目的とした国民投票法改正案が衆議院に提出され、同年 6 月 13 日に成立した（平成 26 年法律第 75 号）。

### (2) 令和 3 年における改正

国民投票法における投開票の手続に関する規定については、選挙と共通するとの考え方から、原則として公職選挙法並びで規定されている。

平成 28 年に公職選挙法が数度にわたり改正され、投票環境向上のための法整備がなされたことを踏まえ、平成 30 年 6 月 27 日、国民投票法についても同様の規定の整備を行うことを目的とした改正案が衆議院に提出された。その後、同案は、衆議院において複数国会にわたり継続審査に付された後、第 204 回国会において、衆議院で検討条項（附則第 4 条）を追加する修正がなされ、令和 3 年 6 月 11 日に成立した（令和 3 年法律第 76 号（以下「令和 3 年改正法」という。))。

なお、衆議院修正で追加された検討条項においては、後述する令和元年の公職選挙法改正の内容等を踏まえ、改正法施行後 3 年を目途に、開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和等について、「検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされていた（枠内参照。）。

#### 令和 3 年改正法 附則（抄）

（検討）

第 4 条 国は、この法律の施行後 3 年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第 1 条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ 投票立会人の選任の要件の緩和

二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 国民投票運動等（国民投票法第 100 条の 2 に規定する国民投票運動又は国民投票法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

## 2. 本法律案の提出の経緯等

### (1) 令和元年の公職選挙法改正

第198回国会において、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案」(第198回国会閣法第17号)が提出され、令和元年5月8日に成立し(令和元年法律第1号)、開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和等の措置が講じられた。

### (2) 令和4年の公職選挙法改正

第208回国会において、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案」(第208回国会閣法第17号)が提出され、令和4年3月31日に成立し(令和4年法律第16号)、FM放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置が講じられた。

### (3) 本法律案の提出及び衆議院における経過

(1)及び(2)の公職選挙法の改正並びに1(2)の令和3年改正法の検討条項を踏まえ、国民投票法についても公職選挙法と同様の改正を行うため、令和4年4月27日、自由民主党、日本維新の会、公明党及び有志の会の4会派によって、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(第208回国会衆第34号)が衆議院に提出された。

同年4月28日、衆議院憲法審査会において、趣旨説明が聴取された後、衆議院において複数国会にわたり継続審査に付されたものの、令和6年10月9日、第214回国会における衆議院の解散により廃案となった。

令和8年6月5日、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び参政党の4会派によって、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(第221回国会衆第11号)が衆議院に提出された。

同年6月11日、衆議院憲法審査会において、趣旨説明が聴取され、質疑が行われた。同月18日、討論の後、賛成多数で可決され、その際、附帯決議が付されている。以上の後、翌19日、本法律案は衆議院本会議において可決された。